

飯能商工会議所 入会申込書

令和 年 月 日

フリガナ				事業所区分	印
事業所名 (屋号)				1. 本社 2. 支店等	
フリガナ	フリガナ				
代表者名 (事業主名)	代表者役職		※ご捺印下さい		
代表者生年月日	昭・平 年 月 日	代表者携帯電話	-	-	
所在地 ※ビル名・部屋番号 までご記入下さい	〒				
	TEL	-	FAX	-	
E-mail					
URL	http://				
業種	<input type="checkbox"/> 農林 <input type="checkbox"/> 鉱・採石 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道 <input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> 運輸 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 飲食・宿泊 <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> 不動産・リース <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> その他()				
営業内容 (取扱品目)	※具体的にご記入下さい				
創業年月日 (個人創業含む)	昭・平・令 年 月 日	現地開業 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	設立年月日 (法人設立)	昭・平・令 年 月 日
資本金	※法人のみ 万円	従業員	当該事業所 人	ほかに役員・家族 人	
申告区分	青色・白色	決算月	月	主要取引銀行	
所属部会	※業種に準じてご記入下さい <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 工業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> サービス業				
加入目的	<input type="checkbox"/> 経営支援・資金調達 <input type="checkbox"/> 労働保険 <input type="checkbox"/> 共済・福利厚生 <input type="checkbox"/> 人脈拡大 <input type="checkbox"/> スキルアップ <input type="checkbox"/> 創業 <input type="checkbox"/> その他()				
会費口数 ※1口2,000円	※法人・個人ともに、5口以上 口 円(年額)		会費納入方法 ※初年度、現金納入	<input type="checkbox"/> 自動振替 <input type="checkbox"/> 銀行振込・窓口 <input type="checkbox"/> 原則自動振替・一括払い	

当社は、裏面の記載事項に該当しないことを宣誓し、上記の通り入会を申し込みます。

■該当する以下の書類を申込書に添えてご提出ください。(コピー可・税務署の受理を確認できる直近確定申告書で代用可)

添付書類(必須)	<input type="checkbox"/> [法人]法人設立届出書または履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> [個人事業]開業届出書
----------	---

■ご記入いただいた情報は、商取引の照会・斡旋等や当所が行う事業の実施・運営や、当所からの各種・情報提供のために利用するほか、当所ホームページや会員名簿に記載して公開・頒布することがあります。

情報の活用について	<input type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 公開しない ※無記入の場合は「公開する」として取り扱いますので、ご了承ください。
-----------	---

-----以下、会議所記入欄-----

入力年月日	会員番号	TOAS	BIZ ミル	備考	受付

3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)